

警察職員の勤務時間、休暇等に関する規程

(最終改正：令和 7 年 3 月 26 日 和歌山県警察本部訓令第11号)

(概要)

この規程は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年和歌山県条例第 6 号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年和歌山県人事委員会規則第 1 号）に基づき、和歌山県警察職員の勤務時間、休暇等について必要な事項を定めるものです。

その内容は、

- 勤務制に関すること。
- 勤務時間、週休日の割振りに関すること。
- 休暇の種類に関すること。
- 休暇の請求手続に関すること。

等です。